

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	：	：	法人名	
-------	---	---	-----	--

別表六の二
令五・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書								
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1	円	区 分		国外所得対応分	①のうち非課税所得分		
					①	②		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		当期の加算	国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	16	円	円	
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		当期の加算	納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「7」)	17			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			交際費等の損金不算入額	18			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			貸倒引当金の戻入額	19			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2				20			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2				21			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2				22			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2				23			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2				24			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2				25			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2				26			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2				小計	27		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2				貸倒引当金の繰入額	28		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2					29		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2					30		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2					31		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2				32			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2				33			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2				34			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2				35			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2				36			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			小計	37			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			仮計	38			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			非課税国外所得の金額 (38の②) (マイナスの場合は0)	39			
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			計 (38) - (39)	40			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1		源泉所得	貸倒引当金の繰入額	28			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1		源泉所得		29			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				30			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				31			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				32			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				33			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				34			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				35			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				36			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				小計	37		
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				仮計	38		
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				非課税国外所得の金額 (38の②) (マイナスの場合は0)	39		
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				計 (38) - (39)	40		
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				貸倒引当金の繰入額	28		
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1					29		
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1					30		
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				31			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				32			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				33			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				34			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				35			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1				36			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1			小計	37			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1			仮計	38			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1			非課税国外所得の金額 (38の②) (マイナスの場合は0)	39			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1			計 (38) - (39)	40			

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	地方法人税額	課税標準法人税額 (別表一の二「4」)	44	円	000
法人税の控除限度額 (11)	42		税額の計算	恒久的施設帰属地方法人税額 (44) × 10.3% - ((別表六(五の二)「5の③」) - (44)) と 0 のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	45		
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43			地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{(10)}{(7)}$	46		
				外国税額の控除額 (43) と (46) のうち少ない金額	47		